

平成29年12月21日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 豊村貴司  
3番 朝長 勇  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 上田雄一  
12番 古川盛義  
15番 末藤正幸  
18番 山口昌宏  
20番 牟田勝浩  
23番 江原一雄

副議長 吉川里己  
2番 猪村利恵子  
4番 山口 等  
7番 池田大生  
9番 石橋敏伸  
11番 山口裕子  
14番 山崎鉄好  
16番 宮本栄八  
19番 川原千秋  
21番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末藤彰彦  
次 長 江上新治  
議事係 長 吉永和彦  
議事係 員 田中弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	北	川	政	次
副	市	長	浅	井	雅	司
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	水	町	直	久
企	画	部	古	賀	龍	一 郎
営	業	部	千	賀	耕	司
営	業	部	小	田		修
営	業	部	松	尾	和	久
福	祉	部	岩	瀬		清
福	祉	部	井	上	将	治
こ	ど	も	松	尾		徹
こ	ど	も	末	藤	勇	二
ま	ち	づ	古	川	清	茂
山	内	支	神	宮	一	文
北	方	支	山	口	泰	光
会	計	管	牟	田	由	紀 子
上	下	水	今	福		剛
総	務	課	川	久	保	和 幸
財	政	課	山	崎	正	和
企	画	政	松	尾	謙	一
選	挙	管	村	上	宏	子
監	査	委	谷	口		勝
農	業	委	前	田		実

---

議 事 日 程 第 7 号

12月21日（木）10時開議

日程第1	第62号議案	武雄市庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第63号議案	武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第75号議案	武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第76号議案	武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第77号議案	財産の取得について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第78号議案	財産の取得について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第79号議案	財産の取得について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第80号議案	財産の取得について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第81号議案	武雄市新庁舎建設（建築主体）工事請負契約の一部変更について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第82号議案	武雄市新庁舎建設（電気設備）工事請負契約の一部変更について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第83号議案	武雄市新庁舎建設（機械設備）工事請負契約の一部変更について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第84号議案	武雄市新庁舎附属棟建設車庫北棟（建築主体）工事請負契約の一部変更について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第64号議案	武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第67号議案	武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第70号議案	平成29年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第61号議案	武雄市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討

		論・採決)
日程第17	第65号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第66号議案	武雄市下水道条例等の一部を改正する条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第68号議案	武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第71号議案	平成29年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第72号議案	平成29年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	第73号議案	平成29年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第23	第74号議案	平成29年度武雄市下水道事業会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第24	第69号議案	平成29年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第25	第85号議案	平成29年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第26	第86号議案	平成29年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第27	第87号議案	平成29年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第28	第88号議案	平成29年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第29	第89号議案	平成29年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第30	第90号議案	平成29年度武雄市下水道事業会計補正予算（第3回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第31	第91号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第32	議提第3号	武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第33		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

---

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第91号議案及び議員から提出されました議提第3号を追加上程

いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

#### 日程第1～第12 第62号議案～第84号議案

日程第1. 第62号議案 武雄市庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例から日程第12. 第84号議案 武雄市新庁舎附属棟建設車庫北棟（建築主体）工事請負契約の一部変更についてまでの12件を一括議題といたします。

以上の12議案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

それではまず、第62号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました委員長報告を行います。

本委員会に付託されました62号議案 武雄市庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本庁舎移転に伴い、支所廃止等による業務の一部見直しや関係条例の廃止及び改正されるものであります。

武雄市部設置条例の一部改正のほか、改正が7件、廃止が1件です。このうち、支所廃止に伴って改正または廃止される条例が6件あります。

支所の廃止については、特別多数議決案件ではないことを確認し、委員からは廃止後の確実な業務引き継ぎや、山内町、北方町での今後の対応に関する質疑がなされました。

執行部からは、確実な事務の引き継ぎを実施すること、また、転出入などの異動に関する手続はできないが、住民票など各種証明書等の発行業務については行えるよう新たに窓口を設けるとの回答がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

16番宮本議員

#### ○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

支所を廃止して窓口を当面置いてということで、当面についてはっきりしなかったんですけども、その後、一定の期間なり、大体の目安なりが、説明なり話し合いがされたかをお聞きします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

その件については当面というのはいつまでかということで、委員会の中でも質疑があつておりましたが、当面は時期を決めていないということでありました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、第 63 号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 63 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

災害派遣時の職員の手当てなどについて、これまで規定がなされていなかった手当て等があったため見直し、改正されたものであるとの説明でございます。

本市から派遣された職員へ支給されるものとして、民間との給与水準を適切に反映させるための地域手当や、単身赴任で派遣される職員に対する単身赴任手当、大規模災害時等に本市が他の行政機関から職員の派遣を受けたときに、その職員に支給する災害派遣手当等に関して改正し、本年度から適用するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 75 号議案及び第 76 号議案について、関連しておりますので一括して報告を求めます。

末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 75 号議案及び第 76 号議案の 2 件について一括して審査の経過と結果を申し上げます。

いずれも人事院勧告により国家公務員並びに佐賀県職員の改定がなされており、これに準じた改正との説明を受けました。

審査の結果、第 75 号議案及び第 76 号議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 77 号議案から第 80 号議案までの 4 件について、関連しておりますので一括して報告を求めます。末藤総務常任委員長

**○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 77 号議案から第 80 号議案までの 4 件について一括して審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものです。

取得する財産につきましては、新庁舎で使用する什器類及び事務用家具類であり、第 77 号議案は事務用デスク及び附属品。第 78 号議案は事務用椅子及び応接セット。第 79 号議案は 1 階、2 階のキャビネット類、会議室等の机、椅子。第 80 号議案は 3 階、4 階、6 階のキャビネット類及び会議室等の机、椅子とのことでした。

これら 4 件の財産の取得に関して議案については、入札参加資格審査等の一連の手続は適正になされておりました。

慎重に審査した結果、第 77 号議案から第 80 号議案の 4 件についてはすべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

77 号議案について、質疑の、本会議の中で、指名業者は 9 社という答弁をいただいていたけれど、業者名はわかりますか。論議されましたか。

**○議長（杉原豊喜君）**

末藤総務常任委員長

**○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

9 社については、話し合いはしておりません。しかし、9 社という報告はありました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

質疑をとどめます。

次に、第 81 号議案から第 84 号議案までの 4 件について、関連しておりますので一括して報告を求めます。末藤総務常任委員長

**○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 81 号議案から第 84 号議案までの 4 件について一括して審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものです。

変更の主なものにつきましては、建築では文書庫の収納量を増加させるため可動式書架の仕様変更、屋上に設置する太陽光パネルへの風圧を抑えるための補強ルーバーの追加。設備では、建築確認申請時に、行政機関の指導や指摘により、設備の設置位置の変更による追加変更、光熱費を抑制するために給湯器の一部を電気からガス式に変更などにより、契約の変更が必要になったとの説明を受けました。

審査の結果、第 81 号議案から第 84 号議案までの 4 件についてはすべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

16 番宮本議員

**○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕**

まず、太陽光がつくということで、以前も武雄中学校のときに、一般とすれば物すごく金額が高いというのがあったんですけども、その太陽光についての単価というんですかね、そんな採算とかそういうことについての説明があったかということと、今エコキュートでガスとの併用をやめて、みんな電気に統一しているときに、そのデマンドのことでガスにしたと言われますけれども、電気の中でおさめること、頭を使っておさめることができなかつたか、そういうふうな話がなかったかお聞きします。

**○議長（杉原豊喜君）**

末藤総務常任委員長

**○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

まず第 1 点目の、太陽光の単価等についての説明はあっておりません。

第 2 点目の、電気給湯器からガス給湯器に変更したということの説明の中では、ランニングコストを見たときにガスのほうが安くつくということを検討されて、ガスに変更したという説明がございました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 62 号議案に対する討論を求めます。

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

第 62 号議案 武雄市庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例に、反対の討論を申し上げます。

第 4 条に武雄市支所設置条例は廃止する、このことについて反対であります。

1 市 2 町の新武雄市の合併のもと、合併のキーワードはサービスは高く、負担は低く。このスローガンのもと、平成の大合併が遂行、進行してきました。

このスローガンと逆行するものではありませんか。

平成の大合併がこういう形で出てくるとは、町民にとっても、びっくりたまげであります。

今、町民の声としても支所がなくなることはいかんとの声がたくさん寄せられます。

今後窓口サービスとして一部存続とのことですが、市民サービスの存続を引き続き求めることを訴えて、支所廃止の反対の討論とするものであります。

**○議長（杉原豊喜君）**

4 番山口等議員

**○4 番（山口 等君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。第 62 号議案 武雄市庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は先ほど委員長より報告がありましたように、庁舎移転等に伴い、支所の廃止等による業務の一部見直しや、関係条例の廃止及び改正されるものであります。

また、住民窓口のサービスについても、住民票など各種証明書等の発行業務については行えるように、新たに窓口サービスを設けるということであります。

以上でもって賛成討論といたします。

議員の御賛同をよろしくお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 62 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 63 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。次に、第 75 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 75 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 76 号議案に対する討論を求めます。

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

第 76 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。（発言する者あり）

引き上げの理由に、人事院勧告に沿って提案理由説明がありましたが、法的根拠は示されていません。現在の経済状況に基づいて、市議会議員及び特別職の報酬引き上げ、期末手当の報酬引き上げは認めるわけにはいかない。市民の声に添うと同時に、この引き上げ案に、一部改正条例に反対の討論といたすものであります。（発言する者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

4 番山口等議員

**○4 番（山口 等君）〔登壇〕**

第 76 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまでも給与等に関しては人事院勧告に伴い、改正をされてきております。今回も同様に改正するものであります。

以上の理由で賛成といたします。

議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、第 76 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 77 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

第 77 号議案 財産の取得について、反対の討論を申し上げます。

今回、新庁舎に係る備品納入業務の財産取得額約 1 億 5,000 万円を 4 業者にそれぞれ落札をされております。

指名された業者は 9 業者であります。その中で、第 77 号議案の落札業者、質疑で伺いましたが、c o t o d e 社はホームページを見ますと設立が 2014 年 6 月 30 日となっております。備品納入業務については実績なしとの答弁をいただきました。会社概要はウェブサイトデザイン制作となっております。

よって、この財産の取得については、c o t o d e 社の落札に疑義を示す、反対の討論とするものであります。（発言する者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

4 番山口等議員

**○4 番（山口 等君）〔登壇〕**

第 77 号議案 財産の取得について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案につきましては、入札参加資格等の書類についても正規の手続を経て行われております。

また、指名業者 9 社においても市内業者を指名されており、地元業者の育成等にも考慮をされております。

よって、今回の内容は規定に基づいたものであり、何ら不備等はないものと判断し、賛成の討論といたします。

議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 77 号議案は所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 78 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 80 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 81 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 82 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 83 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 84 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 13～第 15 第 64 号議案～第 70 号議案

日程第 13. 第 64 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例から日程第 15. 第 70 号議案 平成 29 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）までの 3 件を一括議題といたします。

以上の 3 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 64 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。福祉文教常任委員会に付託をされました、第 64 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。これは県道武雄福富線拡幅工事に伴うものであり、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 67 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕**

第 67 号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定についての審査の経過と結果を申し上げます。

利用者アンケートの結果、図書館サービス・スタッフサービスともに 85%を超える満足度があるという説明を受け、図書館・歴史資料館協議委員 10 名による外部評価においても最上の評価である、指定管理者として適切との評価を受けたところであります。

CCC だからこそできる運営ノウハウで、年中無休、9 時から 21 時開館など、図書館サービスが拡充したこと、またカフェや雑誌の充実、講座の充実など、利用者へのサービス充実がしたことあります。さらに経費的な面も含め総合的に判断し、選定したとの説明を受けました。

指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とのことです。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

7 番池田議員

**○7 番（池田大生君）〔登壇〕**

質疑のときに、いろんな質問が出た中に、委員長もこいじゃあ審議されんやんかというようなお話も……（「はい」と呼ぶ者あり）審議されるような答弁をしてくれということでおっしゃられました。

資料等、提出をお願いされた中に、執行部のほうから十分な議論をするときに、委員会にその十分な資料等、提出されたのかどうかお尋ねをいたします。（笑い声）

**○議長（杉原豊喜君）**

審議資料を十分に。

山口昌宏福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕**

審議をするための資料としては、ちゃんと出させていただきました。

**○議長（杉原豊喜君）**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 70 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕**

第 70 号議案 平成 29 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の結果と経過を申し上げます。

1 款 1 項 1 目、一般管理費について、人件費として 87 万 7,000 円を計上しているとのことでした。

また、一般管理費を除く歳出については、12 款 1 項 1 目の予備費を 82 万 8,000 円減額し、予算の組み替えによる調整を行っているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 64 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 67 号議案に対する討論を求めます。

23 番江原議員

**○23 番（江原一雄君）〔登壇〕**

第 67 号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について、反対の討論を申し上げます。

2013 年、平成 25 年から 2017 年、平成 29 年度まで、この 5 年間、武雄市図書館・歴史資料館の運営に指定管理者制度が議員賛成の多数で導入されました。

教育長はこの間、議会等の質疑の答弁の中で、評価として新しいこれからの時代にふさわしい図書館像として評価をする答弁をされてきました。

私はこの 5 年間、来館者がふえてにぎわい創出をつくり出し、商業施設的な CCC の書店

経営が前面のつくりにつくりかえられてしまったと考えるものであります。

ある館長がインタビューに答えて、どんなに売れ筋でも副本は2冊まで、購入基準について答えられています。

中にはベストセラーのような人気の本の場合、人気の本は30人待ちになることも。すると、1人2週間ですから、多いと1年待ちになる。

こういうケースで、以前はしょうがないから地元の本屋さんに行って注文するといっただけで帰られていた。(発言する者あり)しかし、今は館内に書店がありますので、ここで買い求めただけという、そういう、インタビューで答えられていましたけれども、まさにCCC葛屋書店の指定管理者制度は民間地元書店の民業と競合するのではないのでしょうか。(発言する者あり)

5年前、この指定管理者制度の討論の――賛成反対討論の中でも反対の理由に民業圧迫と訴えた議員もおられました。

この5年間のCCCの指定管理者の収支報告書は赤字で報告されていますが、成り立っているのでしょうか。

さきの館長は、書店のほうはどうですかという雑誌のインタビューに、売り上げ収支はほぼ計画値どおりですと、こういうふうに答えておられますが、明らかに経営的には予定どおりという、紛れもなく指定管理者制度がCCC指定管理者への商業施設化となっているのではないのでしょうか。

このように、これまでの図書館運営からすると全くさま変わりであり、市民の中には、他県ナンバーが多い、また、駐車場が行っても多くとめられないから行かないとの声も聞きます。

反対の大きな一つに、リニューアル時の蔵書購入です。

当初予算2,056万円の蔵書購入費の一部を流用したと釈明された一件であります。

中古書店ネットオフから購入された新古書ですが……(発言する者あり)私はその中の議会中の質疑の中でも、「まる儲け！」という本に明らかに中古本といえる――1万と132冊の中の、「まる儲け！」という本が明らかに中古本といえるのではないのでしょうか。そうした蔵書を購入していることを見ると、CCC社の図書館運営に危惧を感じるものであります。

第3に図書館の費用についてです。

リニューアル前の図書館費は年間1億2,000万円台で推移していました。しかし、指定管理者制度をCCCに委託したことにより多額の税金負担となっているからであります。

平成24年にはリニューアル時に4億5,000万円。さらに、こども図書館建設に5億円。このリニューアル時におはなしの部屋を解体したことによっての、まさに市民の不満の流れの中で、小松市長も市長就任後の……(発言する者あり)インタビューでつくらないと言ったこども図書館の建設費に5億円を超える工事費を投入されてきました。この間、本体工事

費に10億円を超える支出ではありませんか。

さらに指定管理者が民間となって払わなければならない消費税も、来年度には1億3,333万円も消費税がかかってきます。

指定管理者として指定するCCC社の運営で、当初1億2,000万円から1,000万円安くなると言われてきましたけれども、今度は年間、指定管理料が1億8,000万円となり、この5年間9億円の債務負担行為が議案第69号、補正予算に計上されています。

このことを考えてみましても、この5年間の経過に照らして、私は指定管理者となるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の指定に反対の討論を申し上げ、反対とするものであります。（「全くもう筋の通つとらんもん。ちょっと一番初め、出始めたころ、議員の数だったのかちょっと確認ばしてくれ。議員の数が大きかてしてよかと」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

11番山口裕子議員

○11番（山口裕子君）〔登壇〕

第67号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定に、賛成の立場で討論をさせていただきます。

るる反対をされましたが、委員長から報告がありましたとおり、一番大きいのは利用者アンケートの結果、この図書館サービス、またスタッフのサービスが本当に85%を超える満足度を得ているということです。

それに――また、この図書館歴史資料館協議会委員の10名による外部評価においても最上位の評価であるということで、今回指定管理がCCCにまた継続されることになったわけです。

内容的に、反対の内容に民業圧迫だとか、本に関してのことをるる言われますが、全くこういうのは委員会でも理解できない個人的な判断のようです。

また、一番大きい反対の理由として、私が言えるのは、この図書館のリニューアルや民間委託など、こども図書館の開設などについては、議会では十分な審査をして決議をしております。これに対する反対は、反対にならないと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

また、交流人口がふえたということで、本当に武雄市民の皆様、武雄市外の方たちがこれだけのサービスをしていただけて、図書館が利用できるということを本当に喜ばれております。

駐車場がなかなかとめづらいということも、駐車場も十分用意していただいておりますし、そのことは皆さん喜ばしく言っていただいております。

武雄市が本当ににぎわって経済効果を上げているという、本当にこれは皆さんも御理解いただいて、喜んでいただいているところであります。

1億8,000万の指定管理料というところも、執行部のほうからも、これを私たち行政が受けると2億3,000万はかかるという報告も受けております。

そういうことを考えて、反対の中身にはならないということを本当に言わせていただきます。

そういうことで、皆さん方の御理解、議員さんの御理解をいただきますよう、賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

18番山口昌宏議員

議事進行ですね。

[18番「はい」]

**○18番（山口昌宏君）**

議長に一点だけ確認をしてほしい部分は、反対討論の中の最初の項で、議員の数で可決されたと、当初の指定管理者が、というふうに聞こえたわけですよ。それが果たして、議員の数だったのかどうだったのかを確認をしていただいていた方がいいですか。

当初文言の中で、江原議員が議員の数で可決して指定管理者の指定をされたという言い方をされたのか、それともまた別の言い方をされたのか、その数のところの部分を確認していただいていた方がいいですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

ただいまの山口昌宏議員の議事進行についてでございますけれども、冒頭言われたのは多分、数の力という、そういう意味で表現をされたんじゃないかならうかと思っております。

こういった表現が悪いかわいいか、また東京のほうに聞いてみたいと思っておりますけれども、できたら、これからは賛成多数でとか、そういった表現でしていただけたらと。

議会の皆さん方、先ほど、賛成討論をしていただいた中にもありました。やはり十分な審議、協議をして採決をしておりますので、そこら付近は議員さんたちもモラルを持って、自分の信念で採決に加わっていただいておりますので、その数の力という意味での表現が果たしていいものか、ありますけれど、賛成多数とかそういった表現をお願いしたいと思っております。

[23番「議事進行」]

23番江原議員

**○23番（江原一雄君）**

先ほど、議事進行、山口昌宏議員から、私の反対討論の中の文言について指摘をされました。

私は、原稿で指定管理者制度が議員の賛成多数で導入されましたと書いております。

精査していただかねばわかりませんが、正式にはこういう形で議員の賛成多数で導入され

ましたと、メモって登壇いたしました。

議長の、それに対する見解をよろしくお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

私たちが聞いた範囲内ではそういう認識がございましたので、議事録を精査して、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

討論ですか。

〔7番「はい」〕

7番池田議員

**○7番（池田大生君）〔登壇〕**

本議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず指定管理者選定のあり方について、指定管理者の選定は公正かつ透明性を確保し、導入の目的や指定の合理的な理由、複数の候補の中から行政処分として行われることが求められている中、25年からの指定についても特別な事由で特定団体が指定をされております。

他の図書館の、図書館への導入状況を見ても導入の手续や方法、運営、また、職員の雇用など、多くの問題が発生している状況の中、特定の団体を今回指定される明確な理由がわかりません。

また、外部評価、図書館運営協議会、指定管理者選定委員会、教育委員会の中で総合評価、また、分析等をされたと思います。今回の評価の中で、アンケートだけではなく、広く市民の意見を聞くべきだと思います。

また、質疑の中でも意見の食い違い等が見られました。

安定したサービスの維持を図るためにも、また、職員の安定した身分の確立の保障も検討されるべきであります。

また、武雄市図書館・歴史資料館として、仕様書の中には歴史資料に関する部分は除くという部分であります。指定管理料の算定方式の中には歴史資料に関する分も含まれております。

また、どこと比べられて——今回、特定の団体が指定されている中に、どこと比べられたのか、何をもって評価をされたのか。また、公設でカフェ等を設置している図書館は多数あります。

なぜ指定管理者制度を導入しなければならないのか。

そして、レファレンス業務についてであります。

他の図書館、学校図書館及び近隣市町の図書館と連携していくためには、（発言する者あり）独自分類で運営をされておりますが、レファレンス業務の向上を図るためには、日本十進分類法を活用することを提言するべきであると考えます。

また、来館者のカウント方式について、こども図書館においては2カ月間で6,000人の違

いが発生しております。6,000 人の下方修正をされたこのカウント方式、これは来館者数ありきのカウントになっていないのか、その点について精査すべきだと考えます。

また、この指定管理者制度の導入に当たっては、本来は図書館の運営が第一であります。(発言する者あり) 自分で書きました。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○7番（池田大生君）（続）

その中で、図書館としての利用者をカウントすべきで、過去の議事録を見ても、修学旅行の受け入れ、観光客の受け入れで、本来の図書館の来館者数をカウントすべきと考えます。

また、現在……（「議長、ちゃんと精査してよ」と呼ぶ者あり）図書館運営の根本である選書について裁判中であり、まさしく図書館運営についての一番大事なところは選書の部分だと思います。

○議長（杉原豊喜君）

池田議員、指定管理の選任について、それに対するの討論を。(発言する者あり)

○7番（池田大生君）（続）

そういう中に、裁判が進行している中に、選書問題で裁判が進行している中に、なぜこのタイミングなのか、いま一度、全体として本来の図書館運営として見直すべき時期であると考えます。

また、乳幼児から高齢者まで生涯にわたって、武雄市民が身近に図書館サービスが受けられるよう、裁判の行方を見守ってからの選定であるべきと考え、今議会でのこの提案には反対をいたします。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

1 番豊村議員

○1番（豊村貴司君）〔登壇〕

賛成の立場で討論を行います。

池田議員より、各反対の理由を述べられました。

福祉文教委員会においても各質疑を行い、もちろん執行部からもこれまでの事業評価についても資料も出していただき、説明もしていただいております。

CCCにおきましては、先ほども委員長より報告がありましたように、これまでの利用者アンケートの結果、また外部評価の結果、そしてCCCだからできる質の高いサービスの提供、こういったことがこれまでの実績として総合的に判断をされていることから行われております。

また、武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、第5条、指定管理者の

選定の特例、第1項第1号においても、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる団体があると認められるときというふうな項目もあります。

85%の満足度があります。これは、明らかに利用者の満足度をあらわしている数字であり、池田議員が図書館としての役割について言われましたが、利用者数、本を借りた利用者数についても、平成23年リニューアル前が8万2,539人、そのうち市内利用者が6万5,000人であったのが、平成28年においては市内利用者が7万6,000人と市内利用者にとって、武雄市民の図書館としての実績を残しております。

また、過去においては利用者数が比率的に少なかった23歳から39歳においても、平成23年においては22%であったのが、平成27年度においては28%であると。これまで本を読む機会が少なかった方たちにとっても、図書館がリニューアルされ、このように運営がされていることによって本を読む機会がふえたと。まさしく図書館としての機能を有しているということが言えると思います。

池田議員は、一般質問においてこう言われました。CCCに出ていってもらっては困りますもんねと言われました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その言葉と先ほどの討論は、どういふふうに整合性が合うんでしょうか。（笑い声）

こういったことから、私は総合的に判断しても、85%満足度があること、こういったことが利用者目線であり、市民目線であると。（発言する者あり）あくまでも市民目線でこれからも満足度を得られる、これまでも満足度があったCCCにおいて今後も運営していくことが最も望ましいと思い、賛成の討論をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

これより第67号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、第67号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第70号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第70号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 70 議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 16～第 23 第 61 号議案～第 74 号議案

日程第 16. 第 61 号議案 武雄市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例から日程第 23. 第 74 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）までの 8 件を一括議題といたします。

以上の 8 議案は産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 61 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 61 号議案 武雄市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についての、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務として位置づけられ、また、農業委員会の委員の定数や選出方法の変更、さらに、農地利用最適化推進委員を新たに設けることなどが定められたことを受けて新規制定されるものであります。

この 2 つの委員の違いは、農業委員会の委員は会議に出席し、意思決定を行い、農地利用最適化推進委員は担当区域における農地等の利用の最適化の推進に関する現場活動が主な役割分担で、選出方法では農業委員会の委員はこれまでの選挙制度と選任制度を廃止し、市が候補者の推薦、募集を行い、農業委員会の委員選任議案を作成し、これを議会の同意を得て市長が任命する方法。

農地利用最適化推進委員は、担当する区域とそれぞれの委員数を定めて、同じように推薦、募集を行った後に農業委員会が委員を決定し、農業委員会会長が委嘱するという方法とのことでした。

委員の定数については、農業委員会の委員を 19 名に、農地利用最適化推進委員は 26 名にし、委員の割り振りについては、農業委員会の委員は団体や地域などの枠を設けることは法的に適切ではないことから、市全体として推薦、募集をするとし、農地利用最適化推進委員は、各町 2 名と農地面積に応じた増員配置をして推薦、募集をするという説明を受けました。

施行日は、本農業委員会の改選時期に合わせ、平成 30 年 7 月 20 日としたいとのことでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 65 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました、第 65 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、現在、分別回収を行っているプラスチック袋を廃止するというものでした。

廃止理由として、容器プラの分別が煩雑で手間がかかっており、市民から廃止の要望も出ていること、中間処理経費で年間約 640 万円を支出しており、非常に高い経費がかかっていること、容器プラのリサイクル材料の約 70%がコークスや合成ガス等の燃料で、ほとんどがエネルギー回収として利用されるのであれば、さが西部クリーンセンターへ可燃ごみとして持ち込んで、焼却により熱回収して発電することができるサーマルリサイクルとして有効利用したほうがよいとの説明を受けました。

施行日は平成 30 年 4 月 1 日とし、同日から容器プラの分別を廃止し、可燃ごみとして回収したいということでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 66 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました、第 66 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、住民サービスの向上と経費削減を目的として、平成 30 年 4 月から下水道事業と水道事業の納付書を一本化し、一括請求することを予定しており、これに伴い水道事業と下水道事業で発送時期が異なる督促状も水道事業に合わせ、同日に発送したいというものでありました。

委員からは、水道事業の広域化と納付書一本化のタイミングについて質疑がありましたが、広域化して、先に水道料金だけ広域のものにして、後で下水道使用料分も一本化しようとした場合には、西部広水との協議が必要になるということで、今のうちに一本化しておいたほ

うがよいと判断したという説明を受けました。

施行日については、納付書の一本化を平成 30 年 4 月から行うに当たり、督促状についても 4 月から一本化を行うため、平成 30 年 2 月 1 日としたいということでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 68 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 68 号議案 武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用についての、審査の経過と結果を申し上げます。

農業委員会の委員の任命について、委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とする特例を適用したいというものであります。

原則として認定農業者等が農業委員会の委員の過半数を占めることとされておりますが、区域内の認定農業者数が少ないなど、原則どおりの委員構成が困難な場合もあることから、例外規定が設けられており、区域内の認定農業者の数が、委員の定数の 8 倍を下回る場合において、委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするについて、議会の同意を得たときとされており、本市において、認定農業者の数は現在 120 であり、この数は農業委員会の委員定数 19 名の 8 倍である 152 名を下回るため、この例外規定の要件に該当するため、委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者としてほしいという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 71 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 71 号議案 平成 29 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 207 万 5,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4

億 5,448 万 4,000 円と定めるものでした。

繰越明許費では、家屋移転者が相続等の問題で不測の時間を要しており、年度内での移転完了が困難となったため、契約後の残金 3 割相当額及び移転完了後に着手予定の工事請負費を新年度に繰り越すもので、7,500 万円を計上されておりました。

歳出では、22 節 補償費で、電柱移転の追加と補償基準の見直し等により 800 万円の増額が必要となり、事業費全体での再精査を行って、15 節の工事請負費から 800 万円を流用することで対応し、事業完了を目指したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 72 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 72 号議案 平成 29 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 11 億円を増額し、歳入歳出予算の総額を 165 億 9,766 万 5,000 円とし、債務負担行為については、平成 30 年 4 月 12 日から 4 日間、開催予定の 68 周年記念競輪用に係る臨時仮設投票所の設置について、本年度中に建築確認申請が必要であるためということでありました。

主なものとして、歳入では 9 月に開催した共同通信社杯は台風の影響で 13 億円減額したものの、F I 西日本カップ、F II モーニング競輪等の通常開催により 11 億円の増額、ミッドナイト競輪でも同じく 11 億円の増額を見込んでいること、歳出では、施設整備基金に 3 億円積み立て、モーニング 7 開催による 1 節増や、売り上げ増による委託料等の増額などが挙げられておりました。

整備基金の積み立てについては、本議案が可決すれば年度末残高は 6 億円となり、宿舍と特観等の改修を 10 億円で見込んでいるため、目標額に達するまでに事前に関係部署の意見を聞いて、その後の基本設計が順調に進むように準備したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 73 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 73 号議案 平成 29 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出で、児童手当で 1 万 1,000 円を増額、給与にかかわる費用を全体で 883 万 2,000 円減額するもので、ともに本年 4 月の人事異動によるものという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 74 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 74 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の減額、公共下水道事業の汚水流入量の増加に伴う薬品費や委託料などの増額、及び水道料金と下水道使用料の納付書の一本化の実施に伴う費用の増額補正であります。

主なものとして、収益的支出の 1 款 1 項 2 目、処理場費で、武雄浄化センターへの汚水流入量が予定よりも多く推移しているため、電気代や薬品代などの費用を 275 万 6,000 円増額。同款同項 6 目 16 節、委託料では、第 66 号議案にあった水道料金と下水道使用料の納付書の一本化に伴う料金システム改修委託として 191 万 2,000 円が増額されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 61 号議案に対する討論を求めます。

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 61 号議案 武雄市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に反対の討論を申し上げます。

これまで農業委員は農地の番人として、戦後 1951 年以來、農業にかかわる人たちが選挙で選ぶものでありました。しかし昨年、国会で法律が改正され、選挙制度から推薦制度に変えられています。その結果、推薦は市長の任命制に変更されてしまいました。

定数も合併し新武雄市になって 37 名、それ以前 1 市 2 町では 100 名を超える人たちが、農業委員を兼ねていました。今度の定数で 37 人から 19 人、約半数になってしまいます。

私はこれまでも、そしてまたこれからも、農業委員会が農業分野で農政にかかわる分野で果たす役割は大変大きいと考えます。日本の農業を、国の基幹産業としての位置づけがなければならないと考えます。だからこそ、農業委員会としての果たす役割はさらに重要ではないでしょうか。

しかし、この条例は国の法律改正の具体化として、市の農業委員会の条例改正であります。

国の法律改正が本当によかったのかどうか問われると考え、反対の討論といたします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

3 番朝長議員

○3 番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。61 号議案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、反対討論を申されたわけですがけれども、そこでもおっしゃったとおり、国の法改正に伴う条例改正ということで、国の法改正のところに反対の意見を言っても、ここではちょっとどうしようもないといいますか——という面もあるんですけれども、そもそも反対討論の中で農業委員が 37 名から 19 名に減るといような、減るところだけおっしゃったわけですがけれども、新制度で、要は目的を明確化して役割を明確にして、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員というのが 26 名選任されるわけですね。合計すると 45 名と。それまで合わせれば 8 名ふえる。

そもそもこの趣旨が農地の利用を最適化していこうという、農業をさらに、農業の未来を開くために、切り開いていくために制度を時代に合ったものに改正していくものですから、その法に合わせて条例を変えるという、ここに反対する理由はないと考えております。

それで、その……（発言する者あり）追加されました最適化推進委員についても、より役割が強くなって、任意事務だったのが必須事務として最適化の推進を行うということになって、より農業、農地の活用を推進していこうという前向きな条例改正であるわけですから、反対する理由はないと考えます。

以上、御賛同よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 61 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 65 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 68 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 71 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 72 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 73 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 73 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 74 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 24 第 69 号議案

日程第 24. 第 69 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。末藤総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 69 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出の主なものとして、給与費、職員手当、共済費について当初予算編成以後の職

員の異動並びに年度末までの人件費の見込みに伴う人件費の補正であり、補正額は特別会計を含めて全体で2,506万4,000円の減額と説明を受けました。

また、新庁舎移転に伴う費用として電話機の購入費用1,890万円、消火器の購入費用42万2,000円、新庁舎の火災保険料58万3,000円、道路標識の書きかえや移設に伴う費用1,250万円、公共ネットワーク回線の新庁舎への移設費用479万9,000円などです。

歳入の主なものとしましては、消防の統合庁舎用地取得に係る特別負担金の返還金1,988万4,000円や、今回の補正予算の財源として、財政調整基金繰入金と合併振興基金繰入金金合わせて4億2,000万円があります。

また、繰越予算として新庁舎が開庁する直前まで作業等が継続するものとして新庁舎情報システム構築事業ほか2件があると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

16番宮本議員

**○16番（宮本栄八君）〔登壇〕**

この中の火災保険料は庁舎と言われたんですけども、庁舎はその何ですかね、全国自治体の保険に入っているんじゃないかなって、そこについて何か説明があったらお尋ねします。

**○議長（杉原豊喜君）**

末藤総務常任委員長

**○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

58万3,000円の新庁舎の火災保険料というようなことで説明がありましたけれども、そのほかについての説明はございませんでした。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕**

第69号議案 平成29年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について、審査の経緯と結果を申し上げます。

3款1項1目18節 備品購入費60万円計上ですが、これは新庁舎の多機能トイレに視覚障害者や高齢者、外国人の方が利用しやすいように音声案内のついた装置の設置を行うものと説明を受けました。その案内の言葉は5カ国語だそうです。

3款3項3目19節 負担金補助及び交付金で8,271万1,000円計上してあるのは、保育

園、認定こども園に対しての教育・保育給付費であり、その要因としては、保育士の処遇改善費用、認定こども園の増加、国の基準額との差額分とのことであります。

10 款 3 項 3 目の小学校施設整備事業費は、北方小学校を除く小学校の普通教室、特別支援教室、通級指導教室等 121 教室への空調設備の設置に要する経費に、2 億 1,657 万 3,000 円を計上しているとのことでした。

北方小学校の 15 教室の空調設備については、平成 31 年度に大規模改造工事と合わせて整備を予定しているとのことでした。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。（笑い声）（「はいと言え」と呼ぶ者あり）

質疑をとどめますと言ってから手を挙げられたので、受け付けません。（「違う、挙がったばってん、議長が見てなかったけんが」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。上田産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました、第 69 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）についての、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、畜産農家の所得向上を目的に、県産肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金 1,204 万 4,000 円と、自給飼料生産・利用拡大対策事業費補助金 302 万 3,000 円の合計 1,506 万 7,000 円が計上されており、この分は県補助金として合計 1,206 万 8,000 円が歳入で計上されておりました。

来年 5 月に開催する秋田竿燈まつりに向けて、実行委員会に交付する補助金 500 万円は、新聞広告や情報誌への情報発信など、事前に PR 活動を展開することを目的としており、この分は佐賀県の明治維新 150 年記念さが維新交付金を活用するものとして、歳入で 333 万円が計上されておりました。

そのほか、本年 8 月に開催し好評だった企業合同求人説明会を、来年 2 月に開催するための経費 57 万 9,000 円、クールジャパンを活用したタイ旅行会社招聘事業に 45 万 1,000 円などの計上があり、さらなる雇用の確保や、誘客による地域経済の活性化を目指した予算編成をされているものと見受けられました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 69 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより第 69 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 69 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、反対の討論を申し上げます。

第 2 表、債務負担行為の中の武雄市図書館・歴史資料館指定管理料について、期間平成 30 年から 34 年、限度額 9 億円の補正に反対であります。

指定管理者制度は中止することを求め、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

19 番川原議員

○19 番（川原千秋君）〔登壇〕

第 69 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）に、賛成の立場で討論を行います。

ただいま反対討論ございましたが、なかなかこう、何で反対かなと思うところでございます。

武雄市図書館・歴史資料館指定管理料のこの債務負担行為 9 億円は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間でこれだけかかりますよというもので、要するに今後 5 年間にわたってこれだけの金額が発生する予定なので、これを忘れないように年々の予算に忘れないようにしていただきたいという、そういった性質のものでございます。

今回、年間にいたしますと 1 億 8,000 万で、これより多くなることはもうないと。この範囲の中で、企画運営をしていただくということでございます。

そして、この債務負担行為が予算に計上されていれば、数年間にわたって歳入と歳出のバランスを考えるのにも役立ち、また委託業者もこの予算に債務負担行為として計上されていることで、計画的な運営ができるわけであります。

以上の理由によりまして、本予算案に賛成するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

反対の立場で討論させていただきます。

先ほどちょっと私が質疑に戸惑ったのは、債務負担行為が総務に関するものなのかなというふうに思っていたもので――要は結局この5年間に9億円というのを、債務負担行為を認めるということは支出を5年先まで今の議会で認めると。市長さん続くかもしれんですけども、次の市長さんの考えとかそういうのもあるだろうからですよ。いや、そこまでせんでいいんじゃないかなと、歴史資料館をまた……（「それは失礼かろうもん、言い方が」と呼ぶ者あり）歴史資料館をまた復活しましょうとか、いろいろ出てくるんじゃないかなと。そいぎ、5年をここでちょっと決める必要もないのではないかなというふうに思う点が1点です。

もう一点は、行政っちゅうか、市がしたら2億5,000万ってこう言われるわけですよ。そして、TSUTAYAさんがやれば1億8,000万というわけなんです。そいぎ、その差は何なのかわちゅうことですよ。（「よりによって質問や」と呼ぶ者あり）

不当に安くなっているのか、それとも行政がそれだけ――何ですかね、コスト高になるのかというのか、その辺の本当の――何ですかね、適正な金額というんですかね、そこがよくわからないと、今までのその説明の中でですね。行政でしたら2億5,000万って、いやどうしたらその……（「何を言ってるんだ2億3,000万円」と呼ぶ者あり）2億3,000万ですか、2億3,000万になるのかがちょっとよくわからないと。

だからその、まず全体の根拠もよくわからんというところと、また前は1億1,000万に今度こども図書館6,000万っていうことで、面積比からしても6,000万も必要なのかなと。

そして、この間ちょっと夕方見ますと、図書館・歴史資料館で、図書館のほうにはもう学生が鈴なりのようにおりますね。窓のところに、反対に光が向こうから見えるから全部おるわけなんです、もう鈴なりにおるわけですよ。

こども図書館のほうを見ると、だれか一生懸命勉強しよるなと思ったら、その人は図書館のスタッフであって、図書館のスタッフだったわけで、観覧者ではなかったわけなんです。それで1組の家族がおって、上の――何ですか、パンケーキ屋のほうにもほとんど人いなかったんですよ。

そいで本当に、その割り振りちゅうのがこれでいいのかと。まだ始まったばかりでもありますし、5年間この割り振りというのを認めることが本当に正しいのかというのを考えた時点で、ちょっと賛成できないちゅうことで反対の討論といたします。（「起債はね、20年起債とか15年起債で賛成しよるとよ」と呼ぶ者あり）（「議長、議長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

#### ○議長（杉原豊喜君）

11番山口裕子議員（発言する者あり）

#### ○11番（山口裕子君）〔登壇〕

第69号議案に対しまして、賛成の立場から討論申し上げます。

先ほど宮本議員が言われました債務負担行為に関しましては、先ほど川原議員からも説明

ありましたとおり、それを討論とさせていただきますが、今2億3,000万について言われましたが、私が先ほど討論の中でも言いましたように、説明の中ではこれだけの民間によるサービスを行政は本当これだけは——これだけのサービスを整えることはできませんが、換算として2億3,000万ほどになりますということです。

だからその内容がどうこうということではなく、もっと、本当はもっとかかるかもしれませんが、そういう形で報告を受けております。

それを持ちまして、皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。(発言する者あり)

**○議長（杉原豊喜君）**

討論の仕方について、もういつも申しておりますけど、宮本議員の先ほどの表現の仕方も2億3,000万がよくわからないからと、何のために議案審議をしているのかなと思うんですよ。(笑い声)

[16番「教えてください、2億3,000万の中身を」]

それは、あなたが聞かなければいけないですよ。

(「進行」と呼ぶ者あり)

[16番「そいけん、よくわからないからですよ」]

(発言する者あり)

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第69号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第69号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

**日程第25～第30 第85号議案～第90号議案**

日程第25. 第85号議案 平成29年度武雄市一般会計補正予算(第6回)から日程第30. 第90号議案 平成29年度武雄市下水道事業会計補正予算(第3回)までの6件を一括議題といたします。

以上の6議案は、給与改定による人件費の補正予算に関する議案であることから、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について一括して報

告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第 85 号議案から第 90 号議案の 6 件について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

一般会計と 3 つの特別会計及び 2 つの企業会計について、さきの条例議案の第 75 号議案、第 76 号議案に伴う人事院勧告による給与改定に伴う人件費との説明を受けました。

審査の結果、85 号議案から 90 号議案までの 6 件については、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 85 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 86 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 87 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 90 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 31 第 91 号議案

日程第 31. 第 91 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

第 91 号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員であります、奥川由美子氏の任期が来年 1 月 31 日をもって満了いたします。つきましては、引き続き奥川氏を教育委員会委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

奥川氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより第 91 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 91 号議案、すなわち奥川由美子氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

**日程第 32 議提第 3 号**

日程第 32. 議提第 3 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者からの説明を求めます。21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

議提第 3 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成 26 年 9 月定例会で提案、可決された議提第 2 号 武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例により、平成 30 年 4 月執行予定の武雄市議会議員選挙から、議員定数は現行の 24 名から 20 名となること決定しております。これに伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を改める必要があるために、本案を提出するものです。

なお、本改正案は先ほど申し上げました選挙後、最初に行われる常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任の日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

議提第 3 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第3号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議提第3号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第3号は原案のとおり可決されました。

### 日程第33 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第33. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成29年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時47分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 吉川里己

〃 議員 朝長 勇

〃 議員 上田 雄一

〃 議員 宮本 栄八

会議録調製者 末藤 彰彦

